

公益社団法人日本バイアスロン連盟役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本バイアスロン連盟（以下「この法人」という。）定款第29条第2項（役員費用弁償規定）の規定に基づき、この法人の役員費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(費用弁償の種類及び金額)

第2条 役員が職務により理事会等の会議に出席したとき及び職務により旅行（出張）をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(支給方法)

第3条 この法人の旅費規程に基づき、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月23日から施行する。